職 種 異 動 届 書

共済伺	局長	課長	係長	係

所属機関名	異動年月日
	令和　　年　　月　　日

記号	番号	組合員氏名
		ﾌﾘｶﾞﾅ

今回変更する職種及びア～ウのそれぞれの項目に該当するどちらかの□にチェックを記入してください。※

職種	
□ 常時勤務に服することを要する地方公務員 （一般的な正職員、ア~ウへのチェックは不要） □ (1)フルタイム再任用職員 □ (2)フルタイム会計年度任用職員 （地方公務員法第３条第３項の特別職も含む） □ (3)臨時的任用職員	□ (5)パートタイム再任用職員 □ (6)パートタイム会計年度任用職員 （地方公務員法第３条第３項の特別職も含む） □ (7)パートタイム任期付職員 □ (8)パートタイム3/4未満職員
□ ア **常時勤務**に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日(勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が、引き続き12月超えるに至ってない者	
□ イ 1週間の所定勤務時間及び1月間の所定勤務日数が、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている1週間の勤務時間及び1月間の勤務日数の**3/4以上ある者**	
□ ウ 常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間又は1月間の勤務日数が**3/4未満の者で、1週間の所定勤務時間が20時間以上、報酬月額8万8千円以上で学生でない者**	

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和　　年　　月　　日 所属所長　職名 氏名	共済組合受付印

※　職種変更の内容が確認できる書類（辞令、勤務条件通知書、任用通知書等）の写しを添えてください。

≪組合員期間が引き続いて（退職日の翌日付け）フルタイム再任用職員となる場合≫

定年退職後に引き続き常勤（フルタイム）で再任用される場合は、当該退職は共済法上の退職とはならないため、組合員異動報告書（喪失）は提出せずに、この職種異動届書と辞令の写しを提出してください。

一般組合員を退職し、**短時間勤務で再任用される場合（短期組合員となる場合）**は、短期組合員資格取得届書を提出してください。